

審議会委員の性別比について

○国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画

性別比率が男女ともに30%以上になっている審議会等の割合目標：90%（令和5年度）

○国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成28年4月1日施行）

「委員の男女比については、男女平等・男女共同参画を推進するため、男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の3割以上となるよう努めること。」

※行政委員会は対象外

○令和3年度審議会状況（行政委員会除く）

| | 委員数 | | | 審議会数 | | |
|-------|-----|-----|-----|------|----|-----|
| | 総数 | 女性 | 割合 | 総数 | 達成 | 割合 |
| 全審議会 | 640 | 194 | 30% | 58 | 26 | 45% |
| 開催審議会 | 489 | 172 | 35% | 46 | 24 | 52% |

○これまでの推移（行政委員会除く）

| | 男女とも3割以上の審議会割合（開催審議会） | 女性委員割合（全審議会） | 女性委員がいない審議会割合（全審議会） |
|--------|-----------------------|--------------|---------------------|
| 平成27年度 | 42% | 27% | 21% |
| 平成28年度 | 33% | 29% | 15% |
| 平成29年度 | 29% | 29% | 18% |
| 平成30年度 | 41% | 29% | 17% |
| 令和元年度 | 48% | 30% | 18% |
| 令和2年度 | 46% | 30% | 14% |
| 令和3年度 | 52% | 30% | 7% |

○性別集計の扱い

・これまでの扱い

→各課担当者が委員の見た目や名前等から性別を推測して集計。

・現在の扱い（令和3年8月庁内通知）

→原則として、応募書類や承諾書に性別欄を設けて、委員の申告に基づき性別を集計。

→この方法が難しい場合は、これまで通りの扱い。

○所管課ヒアリング

・3割未達審議会（令和3年度）の所管課へヒアリングを実施（令和4年6月）。